

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会

町田市森野2-2-22 Tel: 042-724-2169

米作り農業体験を実施しています！

農作業を通じて自然に親しみ、農業の大切さや収穫の喜びを体験してもらうことを目的に、忠生公園内の田んぼにて「米作り農業体験」を実施しています。町田市農業委員会・JA町田市により町田市米作り農業実行委員会を作り、冷害による全国的な米の不作を契機に26年前の1994年度から行ってきました。今年度も公募による市民20名が参加しています。

毎年4月になると、米作り農業体験の準備が始まります。農業委員会が中心となって、田起こし代かき、種まき等の作業をして、市民に体験していただく田植えの準備をします。



田起こし



代かき



種まき

田んぼの土を掘り起こし、土を細かくします。田んぼに水を張って、土の表面を平らにします。種もみをまき、苗を育てます。(小山田緑地)

苗が育ったら苗取りを行い、いよいよ田植えです。今年は体験される市民の皆さまと一緒に6月に田植え、7月に草取りをし、9月末に稲刈りをしました。マンゲツモチという品種のもち米を育ててきました。粘りが強く、冷めても美味しいもち米です。参加者からは「大変だったけど、楽しかった。」などの感想をいただき大変好評です。収穫祭では餅つきをして、作物の収穫を祝います。稲刈り～収穫祭の様子は次号で報告いたします。



田植えの様子



草取りの様子

『特定生産緑地』かわら版

特定生産緑地とは、生産緑地の指定から 30 年を迎える前までに移行することで、30 年を経過した後も、従前と同じ営農環境を 10 年ごとに更新できる制度です。(旧法生産緑地を除く)

2020年度特定生産緑地指定申請の受付開始について

2020 年 10 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで、指定申請の受付を行います。

この度の指定の対象は、1992 年(平成 4 年)、1993 年(平成 5 年)指定の生産緑地です。町田市から申請書類が届いた土地所有者の皆さまは、書類を是非ご確認ください指定申請についてご検討をお願いいたします。

なお、申請書類等は、2019 年度に『指定申請書』や『指定を希望しない旨の確認書』の提出をされなかった土地所有者の皆さまに送付させていただきました。

※ 1992 年(平成 4 年)指定の生産緑地をお持ちの方は、今年度の申請が**最終受付期間**です。期限を過ぎての申請は出来ない制度です。申請漏れのないようご注意ください。

個別相談窓口をご利用ください！

町田市では、2020 年度の特定生産緑地指定申請についての相談窓口を下記の期間、開設いたします。詳しくは、市が送付した申請書に同封のご案内やホームページをご確認ください。

期 間	2020 年 10 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで
場 所	町田市 土地利用調整課 窓口 (市庁舎 8 階 804 窓口)

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として 2020 年度は、手続き説明会の開催は実施しないこととしましたので、個別相談窓口のご利用をお願いいたします。

指定申請の受付に際してのお願い

窓口の混雑を避けるため、特定生産緑地の指定申請や個別相談、その他生産緑地に関連することについて、ご相談の際は、事前に下記へご連絡の上、ご予約をお願いします。

生産緑地や特定生産緑地についてのご相談、ご予約は

土地利用調整課 ☎042-724-4254

重要です！

相続税納税猶予を受けている方は必ず指定申請を！

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、違う法律に基づく、別々の制度です。

相続税納税猶予の適用農地が生産緑地指定から 30 年を経過しても、納税猶予制度は引き続き適用されているため、終身営農義務も継続されています。

営農をやめてしまうと、相続税に加え、利子税も支払うことになってしまいます。

営農を継続していても、特定生産緑地指定申請をしなければ、固定資産税が宅地並みに上がってしまいます。また、今後相続が発生した時に、相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなります。

納税猶予適用農地であっても自動的に特定生産緑地に指定されるものではありません。

納税猶予適用農地をお持ちの方は必ず特定生産緑地の指定申請についてご相談ください！

【お問い合わせ】農業委員会事務局 電話：042-724-2169

農業振興課よりお知らせ

～ 2020年度 新規就農者紹介 ～

- 名前：加藤 友さん・佐藤 嗣高さん
- 経営概要：農地 42a（三輪町等）
- 就農前：2018 年より町田市研修農場にて 2 年間研修（加藤）。町田市認定農業者の農家等で研修（佐藤）。
- 農業を志したきっかけ：全国の農家を訪問する仕事をしていた際に、農業の奥深さや面白さを知ったことがきっかけで就農するに至りました。
- これからの抱負：町田の農家の方々が守ってきた農地を繋いでいけるように、農業技術を学び、深め、町田の農業に貢献できるよう頑張ります。



写真（左：佐藤さん、右：加藤さん）

～ イベント開催の中止について ～

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中心市街地で開催予定の「キラリ☆まちだ祭 2020」「第47回町田市農業祭」の中止が決定いたしました。

イベント関係者や開催を心待ちにされていた皆様にとっては、大変残念な結果ではありますが、皆様の安全を最優先とさせていただきます。



町田産野菜で作った「野菜の宝舟」
（JA 町田市青壮年部会作成）

なお、2020 年 5 月発行「農業委員会だより」第 92 号にて立毛審査の参加者を募集しておりましたが、中止いたしました。

町田市日曜朝市を開催しています

町田市教育センターの駐車場で、町田市認定農業者が生産した野菜などを販売する町田市日曜朝市を開催しています。消費者と生産者の交流・情報交換の場として、また、町田の農業への理解を深めてもらうことを目的としています。

朝市ならではの旬の物や新鮮な野菜など、町田産農産物だけでなく、町田市名産品も販売しています。マイバッグをご持参の上、ぜひお越しください。



【開催日】 毎月第一日曜日（7 月・12 月は第三日曜日も追加開催 ※1 月は変更あり）

【時間】 午前 7 時～午前 8 時（12 月～3 月は午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分）

【場所】 町田市教育センター駐車場（木曽東 3-1-3）

農業委員会事務局からのお知らせ

●農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました！

農業委員会では、農地法第30条に基づき農地の保全管理の徹底と農地流動化の推進を図るため、市街化調整区域で農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました（実績46筆、20,171㎡）。遊休農地については地権者への肥培管理の指導、農地あっせん制度の説明も併せて行っています。今後も引き続き、肥培管理の徹底をお願いいたします。

●生産緑地追加募集を行います！

2021年1月に生産緑地の追加指定の事前募集を行います。2020年1月には19件13051.48㎡が追加指定されました。申請をお考えの方はあらかじめ、農業委員会事務局までお問い合わせください。

～対象となる要件～

●同一街区内または隣接する街区を含めた区域で一団として300㎡以上が確保できること。

●登記地目及び固定資産税の課税の地目が田・畑（農地）であり、現に耕作をされていること。

※課税地目が農地以外の場合は至急ご相談ください。

●個々の農地面積は100㎡以上の一筆単位であること。

●農作物生産状況調査票の提出について！

お手元にお送りした調査票に2019年1月から12月までの状況をご記入の上、**10月30日（金）**までに農業委員会事務局へご返送下さい。

皆さまにご記入いただいた調査票は、従事日数など農地台帳の整備に使用されるとともに、各種統計や防災上の指標など、農業振興施策の基となる大変重要なデータとなります。

調査へのご協力をお願いいたします。

※特に生産緑地をお持ちの方は必ず提出して下さい！



毎年、ご協力ありがとうございます

●農業者年金に加入しませんか

農業者年金は積立方式で、加入者・受給者数に左右されにくい公的年金です。加入することで、支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

老後のために、ぜひご加入ください。

～加入要件～

●国民年金の第1号被保険者（ただし保険料納付免除者でないこと）

●年間60日以上農業に従事する者

●20歳以上60歳未満の方

●農業における新型コロナウイルス対策等について

町田市のホームページで、国や東京都の主な支援策についてご案内しております。

町田市役所（<https://www.city.machida.tokyo.jp>）で検索し、「農業 コロナ」でサイト内検索してください。

編集後記

現在、私たち都市農業者は大きな岐路に立たされています。2022年に多くの都市農業者は農地を残すべきかどうかの選択をせまられます。農山漁村文化協会出版「これで守れる都市農業農地（北沢俊春・本木賢太郎・松澤龍人編著）」という本をご存じでしょうか。近年の生産緑地法と相続税猶予制度の変更ポイントがわかり易く解説されており、私たちの今後を考える上で大変参考になる本だと感じました。行政からの情報提供を受けるだけでなく、時には専門書を読み知識を深めることも大切ですね。これからも都市農業を盛り上げていきましょう。

【編集委員長】小野 【編集副委員長】山下 【編集委員】吉川、石阪、大澤、小林、細野

農業委員会事務局 TEL 042-724-2169 経済観光部農業振興課 TEL 042-724-2166